

# 原材料価格 高騰対策 支援事業

対象者：県内中小企業者等

(※主な対象者要件については、裏面を御参照ください。)

## 【支援内容】

### 専門家派遣

中小企業者等に専門家(中小企業診断士)を派遣し、原材料価格の高騰に対応するための助言を行います。

公募期間を  
延長しました!

### 補助金

原材料価格の転換・使用量削減に関する設備投資や製品開発等に要する経費の一部を補助します。  
※補助を受けるためには県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成する「支援カルテ」に基づく申請書の提出が必要です。

## 【公募期間・実施期間】

専門家派遣の公募期間  
先着順受付  
対象件数 50件  
令和5年 7月18日(火)～8月23日(水)

補助金の公募期間  
予算額(5億円)の範囲内で  
審査の上、交付決定  
令和5年 8月1日(火)～9月6日(水)

専門家の派遣期間 無料(2回まで)  
令和5年 7月24日(月)～8月31日(木)

補助金の補助事業期間  
補助金交付決定日～令和6年 3月8日(金)

## 【補助対象経費】

県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成した「支援カルテ」に基づき実施する設備投資、製品開発、販売促進を行う際にかかる経費

○補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手(契約、発注を含む)するようにしてください。また、支払いが令和6年3月8日までに完了した経費が対象となります。

○補助を受けようとする経費について、他の補助金との併用はできません。

○同一の事業所においては、本補助金と「令和5年度 埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金(緊急対策枠)」の両方を受給することはできません。

【補助率・補助額】 補助率：補助対象経費の2分の1  
補助額：下限 25万円～上限 750万円

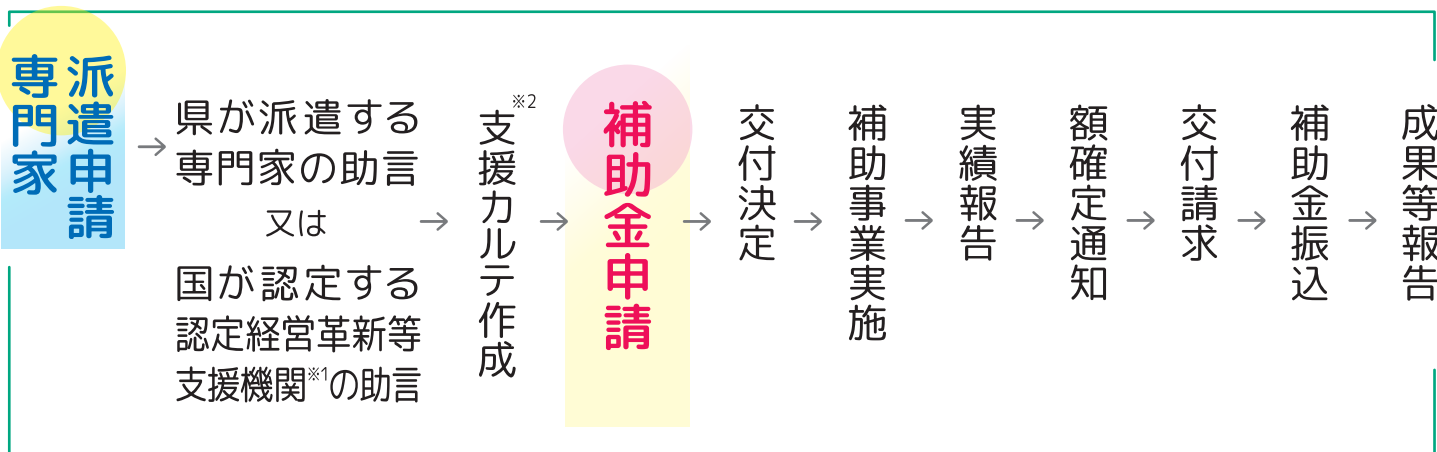
【必要書類】 埼玉県の「原材料価格高騰対策支援事業」のサイトから、ダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/kakaku-koutou-taisaku.html>



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまもち」

【支援事業全体の流れ】



※1『認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）』とは

認定支援機関については、商工会議所商工会、金融機関、中小企業診断士などが国から認定されています。国のホームページから認定支援機関の検索が可能です。（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

※2『支援カルテ』とは

県が派遣する専門家又は認定支援機関が、助言内容等を記載するもの。（独自様式、県ホームページからダウンロードが可能です。）補助金の申請者は、この支援カルテを踏まえた上で、申請書類を作成し、補助金の申請を行います。

【補助対象事業・想定事例】

対象事業	事例
<p><b>原材料の転換</b> 試作品の研究開発、新しい原材料に対応するための設備導入・更新、販売促進 など</p>	<p>○小麦粉の代替品として米粉を使用した試作品開発、製造設備の更新、販売促進のためのイベント出展 ○金属部品の樹脂化のための試作品開発、樹脂部品採用のための設計変更 など</p>
<p><b>原材料の使用量削減</b> 製造方法の変更のための設備導入、歩留まり向上のための設備更新、販売促進 など</p>	<p>○めっき液の長寿命化装置の導入によるめっき液交換頻度の低減 ○高精度なレーザー加工機の導入による歩留まりの改善 ○油を使わないノンフライ製法への転換に伴う設備導入 ○射出成型機の更新による歩留まりの改善 など</p>

【主な対象者要件】（その他の要件については、県ホームページを御参照ください。）

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者及び主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること
- ②県が派遣する専門家又は国が認定する認定経営革新等支援機関が作成する「支援カルテ」に基づき、原材料価格の高騰に対応した経営体質改善のための原材料の転換や使用量削減を行う者であること
- ③県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること
- ④国税・県税及び国・埼玉県に対する債務の支払等の滞納がないこと

■お申込み・お問合せ先

原材料価格高騰対策支援事業事務局（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21 三協ビル5F

TEL：048-762-3040（平日9時～17時） / FAX：048-762-3501

Mail：genzaikakaku@sai-smeca.org

■埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

TEL：048-830-3903

公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により  
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。

